

石川県小規模事業者 A I 活用実践研修事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

石川県小規模事業者 A I 活用実践研修事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

人手不足が避けられない中、少ない人手で事業を継続していくためには、生成 A I をはじめとするデジタル技術の実践的な活用が不可欠である。一方、本県が令和 8 年 5 月に実施したセミナーのアンケートでは、回答企業の 71 パーセントが、生成 A I を自社業務に組み込んでいないと回答している。特に、情報システム部門を持たず専門人材が乏しい小規模事業者からは、実態に即したきめ細かな支援を求める声がある。

本事業は、県内の小規模事業者が、自社の経営課題を起点として A I の活用方針を定め、伴走支援を受けながら自社の業務に A I エージェントを実装することを支援するものである。A I に関する知識及び技能の習得のみを目的とするのではなく、経営課題の整理、活用計画の策定、実装及び成果の検証までを一貫して支援することにより、参加事業者の経営マネジメント能力の向上並びに自己変革力及び自走力の向上を図ることを目的とする。

3 事業の概要

（1）研修受講者

県内に主たる事業所を有する小規模事業者。

（A I の導入を判断できる立場の者（経営者本人等））

（2）実施規模

15 社程度（1 社 2 名まで。最大 30 名）

（3）参加費

無料。ただし、受講者が使用する A I ツールのライセンス料は受講者の負担とする。

（4）実施内容

ワークショップ全 4 回、ワークショップ期間中の伴走支援、成果発表会の開催

（5）実施時期

令和 8 年 12 月から令和 9 年 2 月まで（予定）

（6）実施場所

石川県内（会場については受託者が確保する）

4 委託業務の内容

（1）実施計画の策定

- カリキュラム、各回の進行、所要時間、会場及び伴走体制の方法を記載した実施計画を作成し、契約締結後速やかに県の承認を受けること。

（2）ワークショップの企画及び運営（全 4 回）

- 第 1 回 参加者共通の課題を設定し、実際に手を動かして、A I エージェントについて理解を深める。
- 第 2 回及び第 3 回 各社が実現したい内容を聴取し、その実装を支援する。回と回の合間に各自が試作を行い、次回にその結果を報告する構成とする。
- 第 4 回 実装の仕上げを行う。
- 講義形式の時間は最小限とし、受講者自ら課題を棚卸し、A I 活用について自走できる状態を目指すこと。受託者は、受講者に代わって作業を行わず、受講者自身が操作できる状態とすること。

（3）A I 活用計画シートの作成及び活用

- 自社の経営課題、A I により解決する範囲、達成目標、作成するもの及び完了時期等を記載する様式（以下「計画シート」という。）を、県と協議のうえ作成すること。
- 各社に記入させ、研修内で相互に共有する場を設けること。

- ・ 第4回において、記入内容に立ち返り、達成状況を振り返る機会を設けること。
- (4) サポート体制
 - ・ ワークショップの合間は、チャット等の手段により相談体制を構築すること。
- (5) 成果発表会の開催
 - ・ 令和9年2月を目途に開催し、参加事業者が、自社のどの経営課題を解決するために何を作成したかを発表するものとする。発表企業の選定・決定方法については県と協議すること。
 - ・ 支援機関その他の関係者が聴講できる形式とすること。
- (6) オブザーバーの受入れ
 - ・ 第1回から第4回までのワークショップについては、行政機関の職員等のオブザーバーを受け入れること。受入人数及び守秘の取扱いは、県と協議して定める。
- (7) 成果物の提出
 - ・ 7に掲げる成果物を提出すること。

5 実施体制

- (1) 研修講師は必要な人員を確保すること。
- (2) A I エージェントの実装について実務経験を有する者を配置すること。
- (3) ワークショップは対面を基本とすることから、県内において対面による支援を継続的に実施できる体制を確保すること。
- (4) 商工会議所、商工会その他の支援機関との連携についての方法を具体的に提案すること。
- (5) 業務の総括責任者及び連絡担当者を定め、県に届け出ること。

6 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

7 成果物

- (1) 業務実施報告書
- (2) 参加事業者の計画シートの写し
- (3) 成果発表会の発表資料
- (4) 各回の開催記録

提出期限は令和9年3月12日とし、電子データにより提出すること。

8 その他

- (1) 本業務に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理すること。県の求めに応じ、関係書類を提出すること。
- (2) 業務の実施に当たり、その内容等については、県と協議のうえ実施すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議して定めること。